指定避難所開設・運営 基本マニュアル

（令和２年８月制定）

川 中 島 町 住 民 自 治 協 議 会

川中島地区自主防災会連絡協議会

目　　次

Ⅰ　基本事項　２ページ
1　住民の自主運営を基本とします。
2　開設時の円滑な運営を目指します。
3　収容人員
・指定避難所別 収容人員　３ページ
4　川中島町住民自治協議会 災害対策本部　４ページ
5　指定避難所開設の流れ　５ページ
6　施設の解錠　６ページ
7　指定避難所ごとの担当自主防災会　７ページ
8　指定避難所開設の初期対応(例)　８ページ
9　災害発生時における住民自治協議会役員・自主防災会の対応　９ページ
Ⅱ　指定避難所の開設　10 ページ
1　開設までの流れ
2　解錠後の作業・避難所滞在ｽﾍﾟｰｽのﾚｲｱｳﾄ(例)　11 ページ
3　指定避難所責任者・班長の選任　12 ページ
4　情報の伝達
5　物資の請求及び配分
6　食事提供者の把握　13 ページ
7　指定避難所の管理運営上の対応　14 ページ
8　避難者の救援対策
9　自主運営の促進　15 ページ
①指定避難所運営委員会の主な任務
②指定避難所運営委員会(例)
③避難所生活での基本的事項
④避難所運営の一日
⑤避難所運営上の取り決め事項
⑥一日の生活サイクル(例)
10 指定避難所の長期化対策　17 ページ
11 自家用車での避難者対策
Ⅲ　避難所の統合・廃止の検討・撤収　18 ページ
1　避難所の統合・廃止の検討
2　指定避難所の撤収
Ⅳ　新型コロナウィルス感染症と自然災害の複合災害に備えて　19 ページ
Ⅴ　川中島町住民が避難を想定される「避難場所・避難所」20 ページ

Ⅰ　基　本　事　項

1　住民の自主運営を基本とします。

長野市指定避難所の開設については、長野市災害対策本部の開設指示により、川中島支所保管の鍵で、川中島町住民自治協議会と自主防災会が開設する。

災害状況により、川中島町住民自治協議会が自主的に避難所を開設した場合は、速やかに支所を通じて長野市災害対策本部に報告する。

開設にあたっては、自主防災会が中心となり、指定避難所の開設、運営を行うものとする。ただし、長野市災害対策本部からの運営職員（以下「市職員」という。）が指定避難所に派遣された場合は、長野市が行うものとする。

指定避難所運営が、急性期を過ぎた段階では、市職員の運営ではなく、川中島町住民自治協議会と自主防災会の運営に切り替えるものとする。その際に、市職員、施設管理者、地域住民やボランティアの人たちと協力して指定避難所の運営を行う。

2　開設時の円滑な運営を目指します。

開設当初は、混乱も予想されます。３日目くらいからは、外部支援や資機材等も充実し、運営も落ち着いて来るものと思われる。

3　収容人員

どの避難所は、どの地区が避難すると、決められていない。

当町は、人口が多く開設時には、想定以上の避難者が来る可能性がある。

このため、避難所別受け入れ人数を次のとおりと想定し、溢れそうな場合は、長野市災害対策本部へ連絡、他の避難所等に誘導する。

指定避難所別 収容人員

指定避難所	収容人員（人）※		支所等の鍵の保管の有無	保管物資
	①緊急対応期	②長　　期		
川中島中学校	5,692	1,266		防災倉庫有
広徳中学校	7,348	1,063		非常食 70 箱・トイレ 2 基・毛布 50 箱
川中島小学校	4,767	788		非常食 140 箱・飲料水 24 箱・トイレ 2 基・毛布 50 箱
昭和小学校	4,932	1,041		非常食 70 箱・トイレ 2 基・毛布 50 箱
三本柳小学校	4,319	936		非常食 140 箱・トイレ 2 基・飲料水 24 箱・毛布 50 箱
共和小学校	5,127	848		非常食 70 箱・トイレ 2 基・毛布 50 箱
川中島町公民館	687	155	○（町公民館）	毛布 45 箱
小松原体育館	587	118	ダイヤルロックキー	非常食 4,340 箱・トイレ 7 基・飲料水 408 箱・毛布 80 箱
川中島体育館	647	197	○ ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ川中島中学校前店	

①「緊急対応期」での収容人員
　避難所部分及び屋外を含めた面積を、一人２㎡で算出した収容人員
②　「長期」にわたる避難所での収容人員
　体育館及び収容可能な教室を含めた面積を、一人３㎡で算出した収容人員

※感染症対策を実施した場合の収容人員は、②長期の概ね半分程度と想定される。

4 川中島町住民自治協議会 災害対策本部

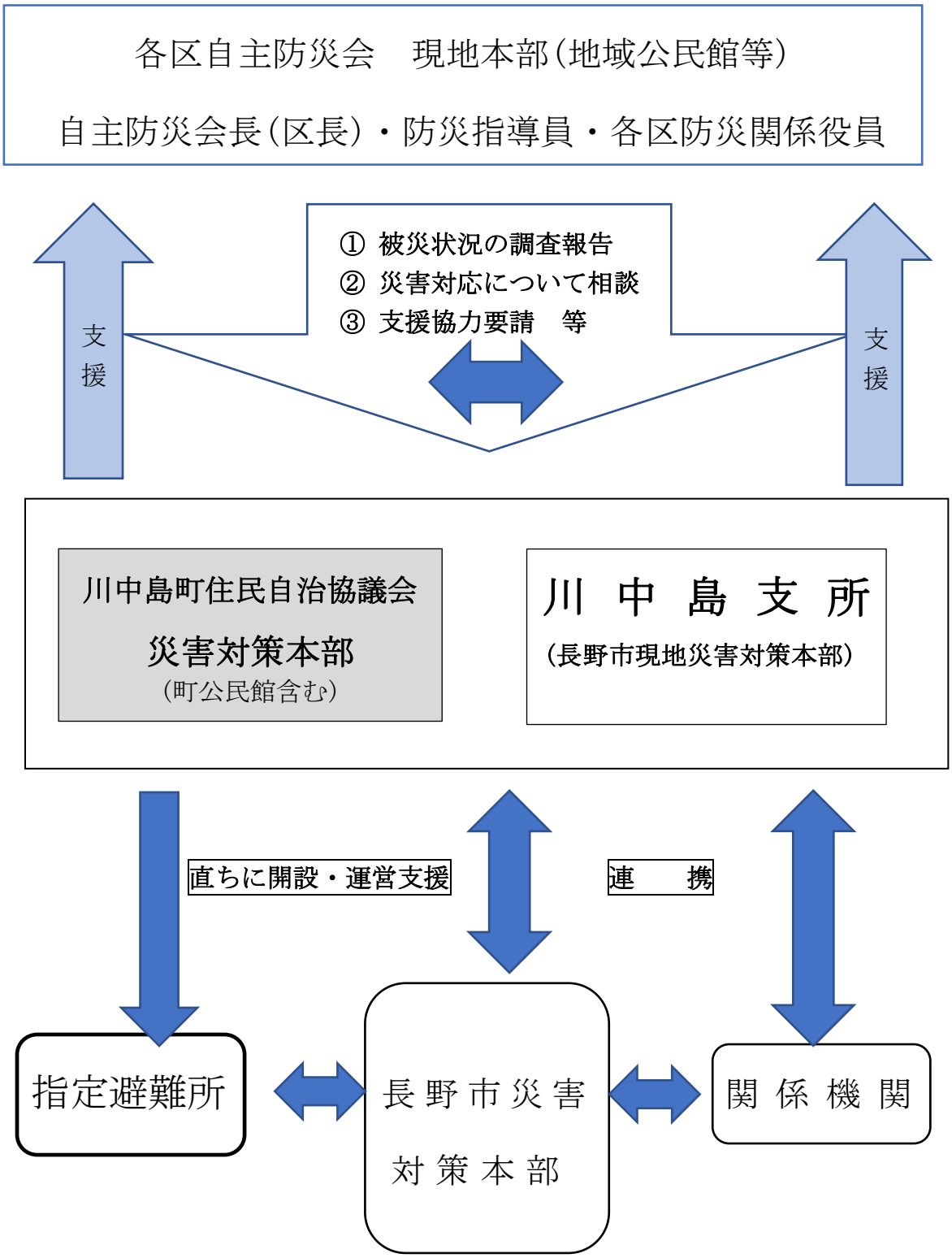

5　指定避難所開設の流れ

○開設者　①長野市（ 担当　文化スポーツ振興部・教育部）

○協　力　②川中島町住民自治協議会・自主防災会（各区）

災害発生

長野市災害対策本部 → 教育部へ「指定避難所の開設指示」

↓

①学校長

↓

指定避難所開設

②協力要請（解錠依頼含む）

◎川中島支所

（長野市現地災害対策本部）

↓

◎川中島町住民自治協議会

災害対策本部（本部長は、会長）

協力 →

①避難ブースの確保
　（シートの敷設・区割り）
②避難所看板の掲出
③テレビ等の設置
④事務所の開設
　（看板掲出、職員の配置、書類事務用品の準備、TEL・コピー機等、テレビ・パソコン）
⑤避難所開設報告
　・開設日時、場所
　・収容人員
　・必要とする物品
　・備品等

※会長は責任者を指名し、10名程度派遣

※会長が、状況により自主的に避難所を開設した場合は、ただちに支所を通じ長野市災害対策本部へ報告

指定避難所運営開始

6　施設の解錠

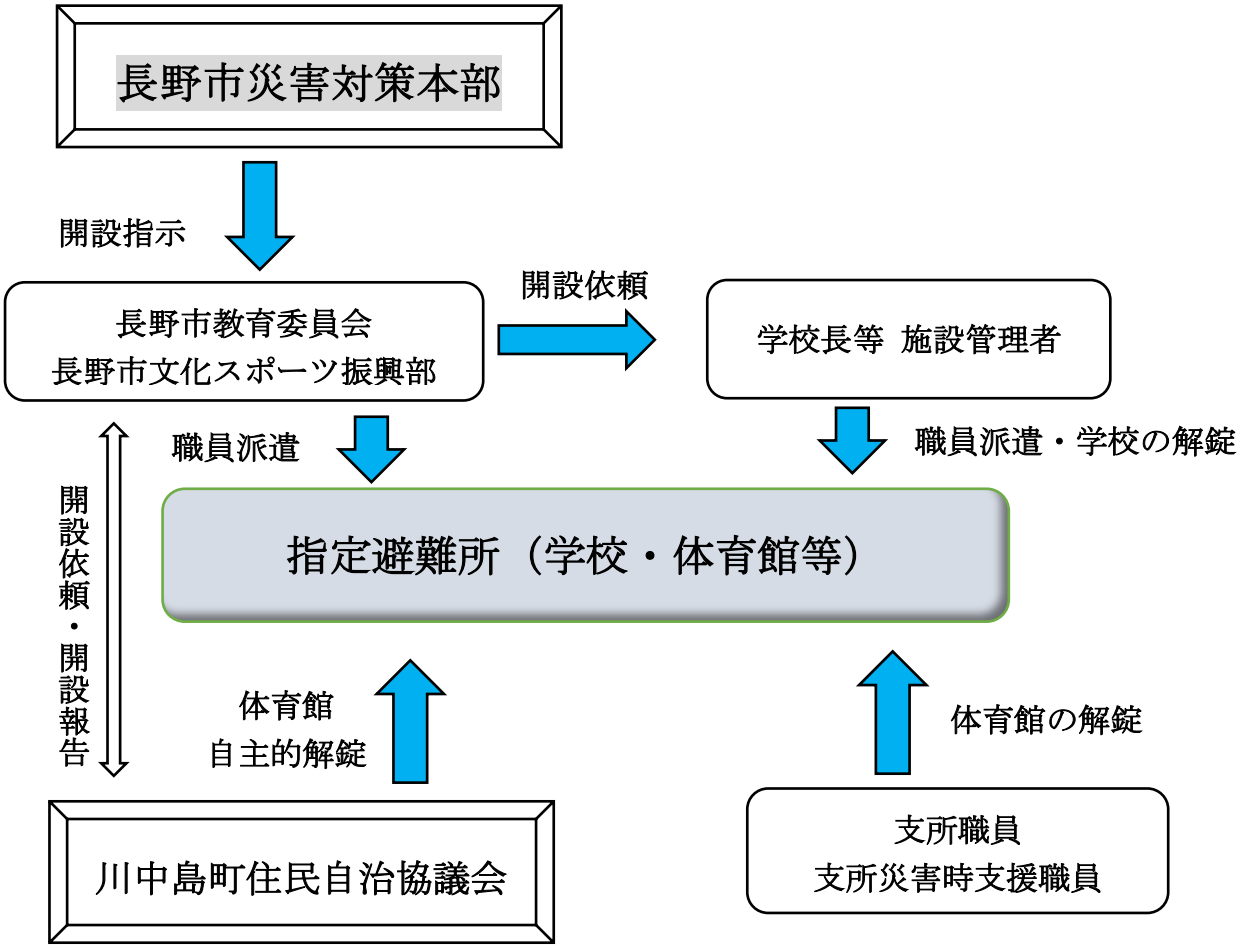

【市が開錠する場合】

①避難所となる体育館は、市から連絡を受けた学校職員が解錠する。
②学校職員の到着に時間がかかる場合は、学校から川中島支所へ連絡し、支所職員または支所災害時支援職員が解錠する。
なお、校舎は、学校職員が解錠する。

【住民自治協議会・自主防災会が解錠する場合】

①避難所となる体育館は、災害の状況により、川中島町住民自治協議会が自主的に支所の鍵を用いて解錠する。この場合、支所を通じて直ちに長野市災害対策本部へ報告する。

②なお、長野市災害対策本部からの市職員が避難所に派遣された時点で、避難所の運営は長野市が行うものとする。避難所運営が、急性期を過ぎた段階では、市職員による運営ではなく、川中島町住民自治協議会・自主防災会の運営に切り替えるものとする。

7 指定避難所ごとの担当自主防災会（町内の指定避難所のみ掲載）

指定避難所	自主防災会	責任者 （所在地）	部別の所管区
川中島中学校	13 区	住民自治協議会 事務局	総務部　事務局 北原 上氷鉋 情報部　今里 四ツ屋 本町 支援部　今井 今井原 南原 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部　御厨 国道昭和 神田 若葉町 三本柳西
川中島小学校	今里 上氷鉋 本町 四ツ屋 若葉町 三本柳西	上氷鉋区	総務部　上氷鉋　今里 情報部　本町 支援部　四ツ屋 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部　若葉町 三本柳西
昭和小学校	南原 北原 今井 今井原 御厨 神田 国道昭和	北原区	総務部　南原 北原 情報部　国道昭和 御厨 支援部　今井原 神田 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部　今井
川中島町公民館	北原 御厨 今里 上氷鉋	住民自治協議会 事務局	総務部　北原 情報部　今里 支援部　御厨 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部　上氷鉋

川中島体育館	北原 今里 上氷鉋 御厨	今里	総務部　今里 情報部　上氷鉋 支援部　北原 ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ部　御厨

8　指定避難所開設の初期対応（例）

小学校・中学校等に避難所開設

長野市災害対策本部（長野市教育委員会）から川中島町住民自治協議会長へ支援要請
（施設の解錠・避難所運営等）

川中島町住民自治協議会の自主的開設（解錠）
長野市災害対策本部に開設報告（支所経由）

近隣の区から各２名程度
体育館へ出向く

避難所の状況を川中島町災害対策本部に報告

川中島町住民自治協議会長から部長へ派遣要請

※総務部長、情報部長、支援部長、ボランティア部長、事務局長

部長から部員へ要請

※ボランティア部

関係団体へ要請
赤十字奉仕団、安協等

各区へ派遣要請

区は支援者手配

出　　動

避難所開設準備及び運営は、全員で協力して行う
（避難者で運営に参加できる人は呼び掛ける）

9 災害発生時の住民自治協議会役員･自主防災会の対応

各マニュアルには、役員等の初期行動が示されています。災害時には、自身と家族の安全を確認後、指定場所での活動をお願いします。

		川中島町災害対策本部「町災害対策本部運営マニュアル」		学校・体育館に避難所開設「指定避難所開設・運営マニュアル」
		第一次配備（自動配備）	第二次配備（招集）	
住民自治協議会	会長（本部長）	○		
	副会長（総務部会長）	○		
	副会長（防災部会長）	○		
	社会福祉部会長		○	
	地域振興部会長		○	
	防犯安全部会長		○	
	環境部会長		○	
	教育文化部会長		○	
	防災部会（部会員）		○	
	防災部会（防災指導員）		○	
	防災部会以外の部会員			○
	事務局長	○		
	事務局職員		○	
	公民館長	○		
	支援員（赤十字奉仕団）			○
	支援員（民生児童委員）			○
	支援員（防犯協会）			○
	支援員（交通安全協会分会）			○
自	全１３区	自区で活動		「川中島中学校」へ各区から２名
	今里、上氷鉋、本町、四ツ屋、若葉町、三本柳西	自区で活動		「川中島小学校」へ各区から２名

	南原、北原、今井、今井原、御厨、国道昭和、神田	自区で活動	「昭和小学校」へ各区から２名
	北原、御厨、今里、上氷鉋	自区で活動	「川中島町公民館」へ各区から２名
	北原、御厨、今里、上氷鉋	自区で活動	「川中島体育館」へ各区から２名

Ⅱ 指 定 避 難 所 の 開 設

1 開設までの流れ

市職員が到着している場合は、その指示に従い避難者の受け入れに協力する。未到着の場合は、次の手順により受け入れる。

避難所開設までの流れ		分　担		
		市職員	施設管理者	住自協 自主防災会
①施設の解錠	・鍵所有者の施設管理者等が解錠	○ (教育部)	◎	△
②施設の安全を確認	・施設の被災状況(建物の傾斜、壁・柱の亀裂、屋根の破損等) ・窓ガラスの破損 ・ライフラインの状況 ・トイレの状況 ・放送設備の状況	○	◎	○ 協力
③施設管理者との確認	・施設職員の協力体制 ・避難所使用可能ｽﾍﾟｰｽ ・保健室等の状況 ・使用可能な施設の備品	◎	◎	◎

④避難所の区域設定	・立入禁止区域の設定 ・避難者居住区域の確保 ・共有空間の設定（本部事務所、物資置場、更衣室、医務室等） ・受付の設置 ・情報掲示板の設置 ・仮設トイレの設置 ・ﾍﾟｯﾄ飼育ｽﾍﾟｰｽの確保 ・発熱、風邪症状者の個別避難スペースの設置	◎ 設定	◎ 案内	◎ 協力
⑤避難者の受入	・発熱、倦怠感などの症状がある者の聞き取り ・避難者居住区域の設定 ・避難者の状況把握 ・避難者台帳の作成・	◎		◎

2 解錠後の作業 → 責任者・担当者を決め、直ちに実施する。

施設確認・準備

・安全確認　・区域設定
・立入禁止区域の設定
・物資の確認準備

※スタッフの情報共有化が重要

受入準備

・看板標示物の設置　・受付設置
・避難者の安全確保
・地区ごとに避難者の整理
・自家用車のコントロール

避難所滞在ｽﾍﾟｰｽのレイアウト（例）

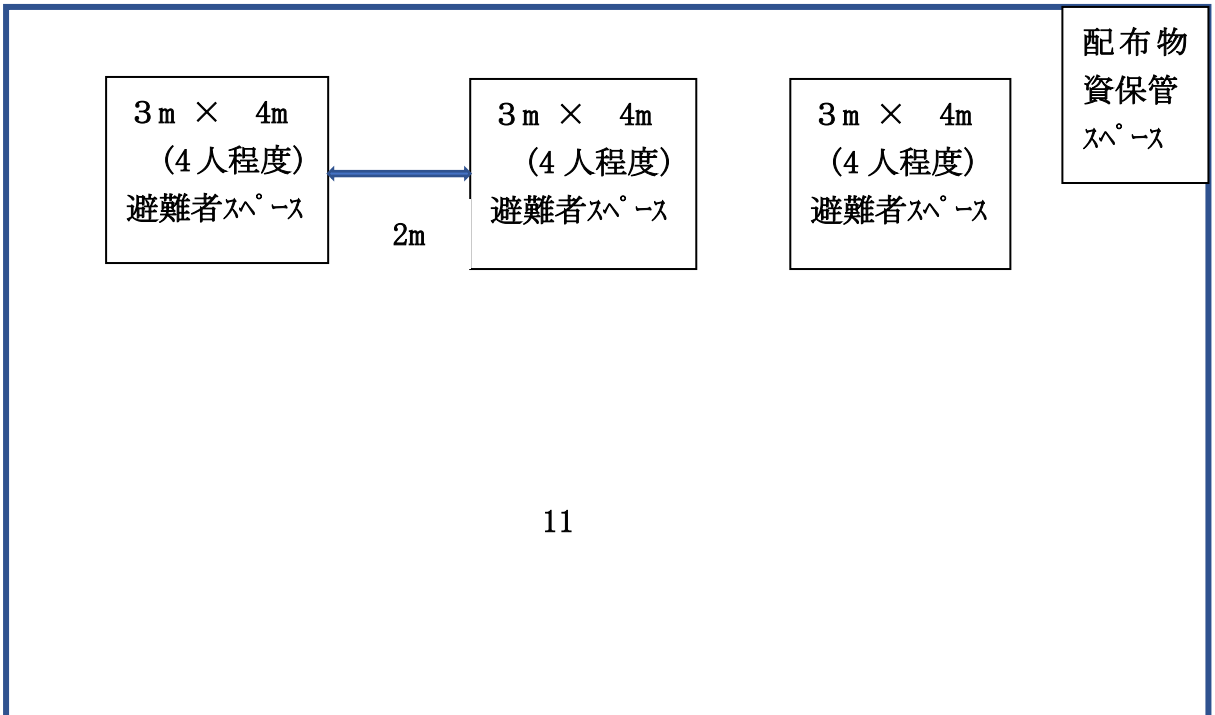

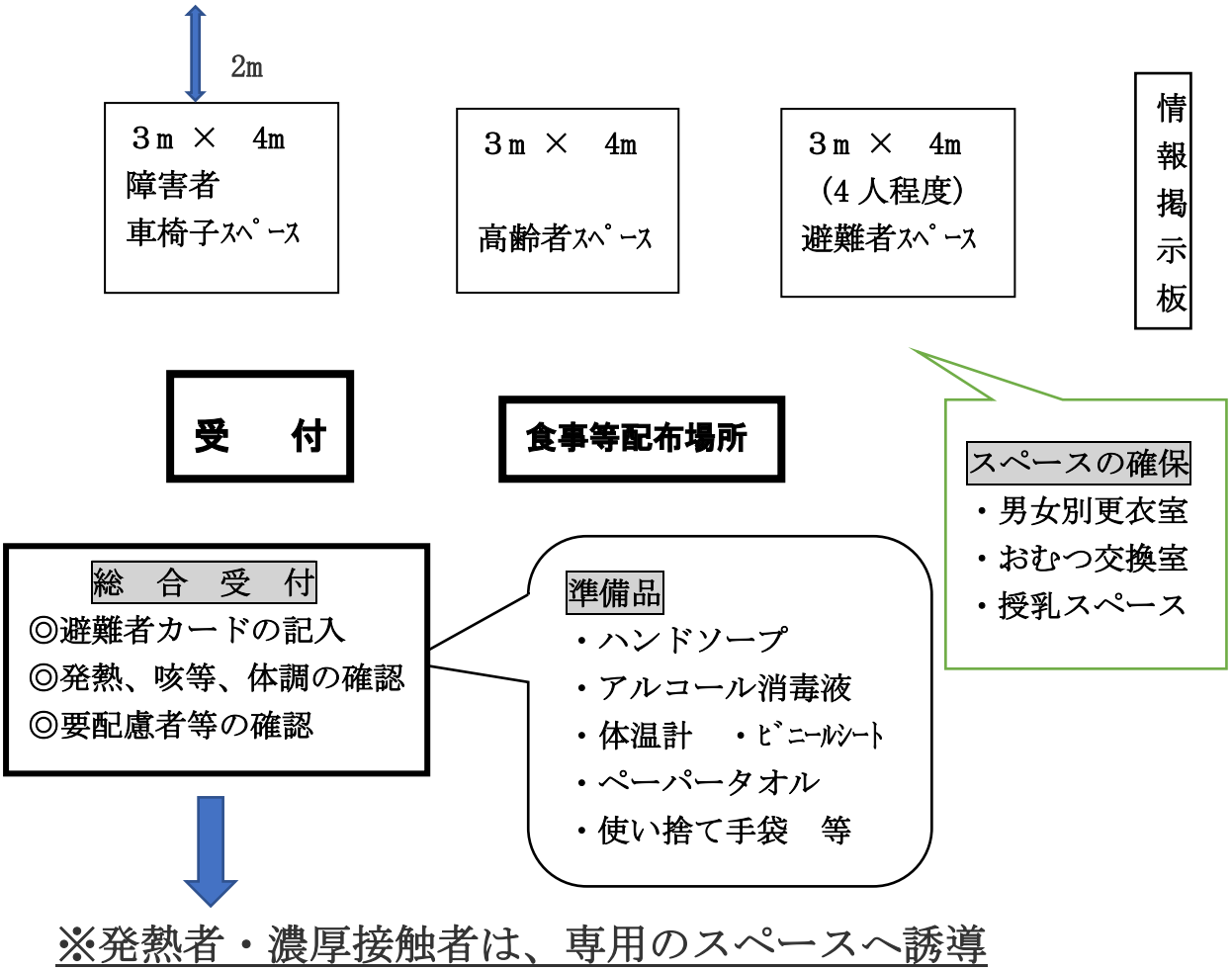

※発熱者・濃厚接触者は、専用のスペースへ誘導

3 指定避難所責任者･班長の選任

①指定避難所責任者

市職員を責任者とし、急性期を過ぎた段階では、自主防災会から代表者を選任します。

②班長

30 人程度又は教室毎で「班」を編制し、自主防災会役員等を班長に選定する。班長会議は毎日定時に開催し、避難者に情報を提供する。

＜班長の役割＞
①場所の割り振り
②公的機関、避難所責任者から避難者への指示、伝達事項の周知
③物資配布活動等の補助
④居住区域の避難者の健康状態、要望・苦情等のとりまとめ
⑤防疫、衛生活動への協力
⑥不足物資の把握
⑦避難行動要支援者等の把握 等

③運営委員会の開催

定期的に運営委員会を開催し、課題、問題点等を話し合うほか、各種ルール等を決定し、避難所運営の円滑な体制を整える。

4 情報の伝達

①避難者は、自宅や家財等の被害の不安や、親戚等への安否連絡不能など、精神的に不安定な状況にある。このため、むやみに混乱を招かないよう、避難者が知りたい情報を正確に伝えることが重要である。

②指定避難所運営委員として、次の方法で避難者に情報を伝達する。その際、要援護者に配慮し、不在者にはメモで渡すなど、全員に周知する。

・定時の連絡情報　→　掲示板

・臨時の連絡情報　→　場内放送等

③避難者が知りたい情報に早くアクセスできるよう、避難者から多い質問をとりまとめ、回答できる者は即答し、不明なものは市災害対策本部へ確認するなど、見通しや状況説明等行う。避難者は、少しの情報でも安心する。

5 物資の請求及び配分

①物資の請求

・指定避難所本部の市職員を通じて、市災害対策本部に必要物資を請求する。

②物資の受け入れ

・物資の配送は市災害対策本部が、物資の荷下ろし、仕分けは避難所側が行う。このため班長は、次に示す場所、人員等の協力者を呼びかける。

荷下ろしの場所と人員、物資の保管場所、物資の仕分け場所と人員

（各指定避難所毎に、予め場所を想定しておく）

③物資の配分の流れ

・到着した物資を保管場所に運ぶ

・到着した日時、内容と数量を、担当者が「物資受払簿」に記入

・避難者と物資数の状況を考慮し、配分対象者と配分基準を決定

・指定避難所運営委員を通じて、秩序をもって公平に配分する。

（※保管場所は、盗難防止のため必ず施錠、保管責任者を指定し、自由な出入りの制限）

（※食料品は、常に保存期間、保管場所に留意する。）

④食料の供給

・災害発生後、２～３日間は避難者が持ってきた備蓄食料を主体とし、不足分を市備蓄資材や流通備蓄協定事業者等からの調達品で賄う。

・班長は、できる限り各自の備蓄食料で賄うよう周知する。

・それ以降は、市が応援協定団体等から主食、副食品、粉ミルク、弁当等を

調達する。

⑤炊き出しの実施

炊き出しは、住民自治協議会の支援員及び自主防災会の給食・給水班が中心に行う。

指定避難所本部と内容を打ち合わせ、赤十字奉仕団川中島分団に依頼する。

・利用可能な資機材
・使える食材の種類と数量
・飲料水の確保
・炊き出しをする場所と時間
・炊き出しの量(何人分)と内容(献立)

6 食事提供者の把握

・自主防災会長(区長)は自治会長等を通じ、地域公民館、自宅等での避難者でライフライン停止により、炊事等ができない人の食事供給数の把握
・避難者名簿(避難者受付用紙)を基にした、避難者への聞き取り及び食事提供者名簿を基に、数量をまとめる。

見込み数の集計　昼食:午前９時　夕食:午後２時　朝食:前日午後６時

・食料、生活必需品、水等の請求、受け取り、配給の実施

7 指定避難所の管理運営上の対応

①指定避難所の不足時の対応

指定避難所責任者の指示により、対応を行う。

②飼養動物(ペット)への対応

・ペットの避難建物内への持ち込みは禁止、その旨の表示を行う。
・屋外にペット専用スペースを確保、避難所でのルールを定め、所有者の責任で管理する。
・盲導犬、介助犬又は聴導犬は、ペットにあたらない。災害時用援護者として配慮する。

③災害相談窓口の設置

・指定避難所責任者及び自主防災会長(区長)等は、相談窓口が設置され随時相談を受け付けているので、避難者及び地域住民に周知する。
・指定避難所責任者は、相談を随時受け付けると共に、市職員を通じて担当部局へ連絡を行う。

8 避難者の救援対策

①健康管理

会議室等に救護所を設置、また看護師等が健康相談を実施するので、自主防災会長(区長)等は、地域住民に周知する。

②ボランティアの要請

住自協会長は、避難所運営にボランティアの協力を要請された場合、可能な範範囲で支援する。

9 自主運営の促進

・指定避難所運営が急性期を過ぎた段階で、市職員による運営ではなく、自主防災会の指定避難所運営委員会が運営にあたる。

・指定避難所運営員会は、毎日定刻にミーティングを行い、情報連絡等の調整をする。

・指定避難所運営委員会の組織図、役割、班編成等を模造紙に書き、避難所に張り出す。

・指定避難所運営員会の構成員は、腕章、名札等着用し、避難者等からわかりやすくする。

①指定避難所運営員会の主な業務

①公的機関、避難所責任者からの避難者への指示、伝達事項の周知
②物資、食料等の受け取り、管理、配布
③居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
④避難所生活の基本的事項の決定(消灯・食事・清掃等)
⑤物資、ゴミ等の整理(分別の徹底)、処理
⑥防疫、衛生活動への協力　　⑦施設の保全管理

②指定避難所運営委員会(例)

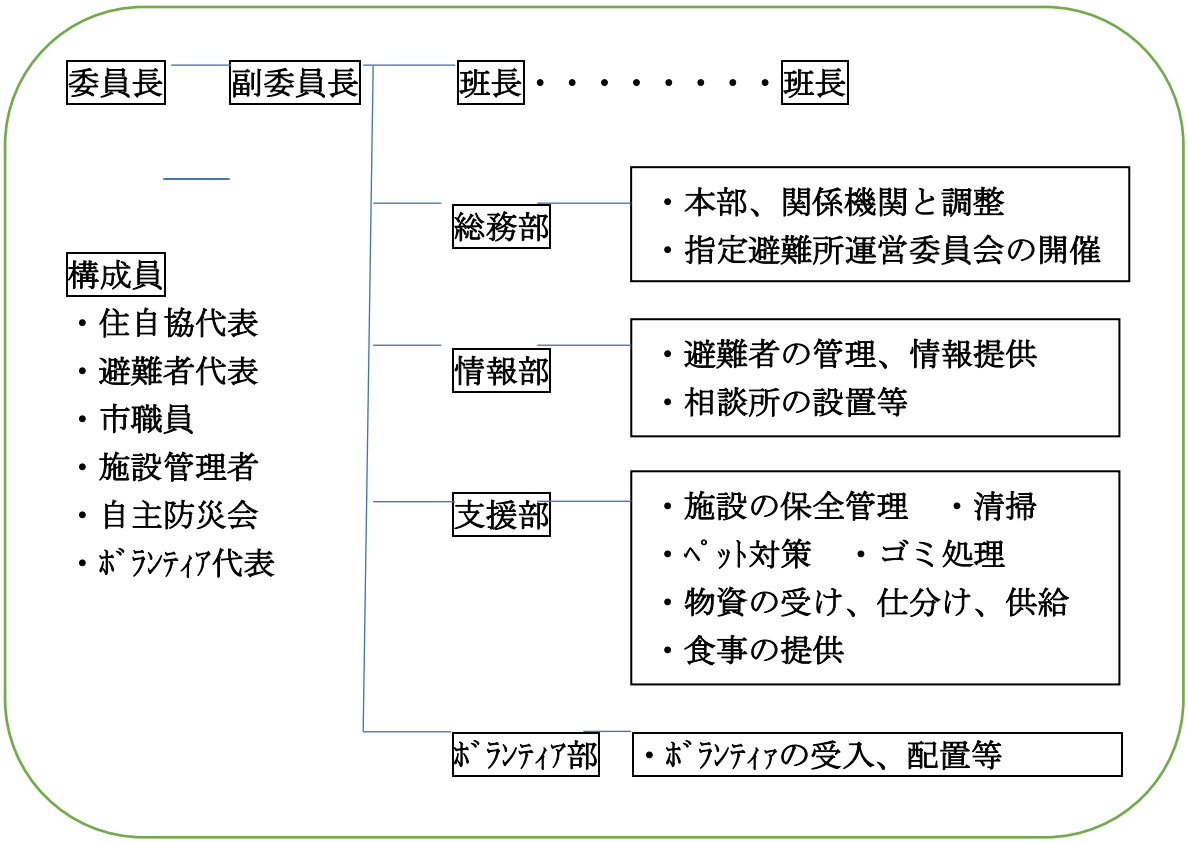

※避難生活がスムーズにできるよう、相手を尊重し、みんなで助け合いましょう。

③避難所生活での基本的事項

ア　要望等は、必ず班長を通す
イ　屋内は、土足厳禁とする。
ウ　所持品、貴重品は、各自で管理する。
エ　弁当等の食べ残しは、必ず処分する。
オ　飲酒は、他人に迷惑がかからない程度とする。
カ　立入禁止区域には、許可無く入らない。
キ　コンセントは、事前に指定避難本部の了解を得る。
ク　避難所から出かける際は、必ず行き先等を届出、帰った際は報告する。
ケ　喫煙は、指定場所以外禁止、また吸い殻の処理を確実に行う。
コ　携帯電話は、消灯時間以降は、マナーモードにする。
サ　飲料水や食料などの物資は、所定の場所に集め衛生管理を徹底する。
シ　仮設トイレは、マナーを徹底し、トイレットペーパーや洗剤を定期的に補充する。
ス　洗濯機の使用は日中とし、洗剤の適正量使用を徹底する。

④避難所運営の1日

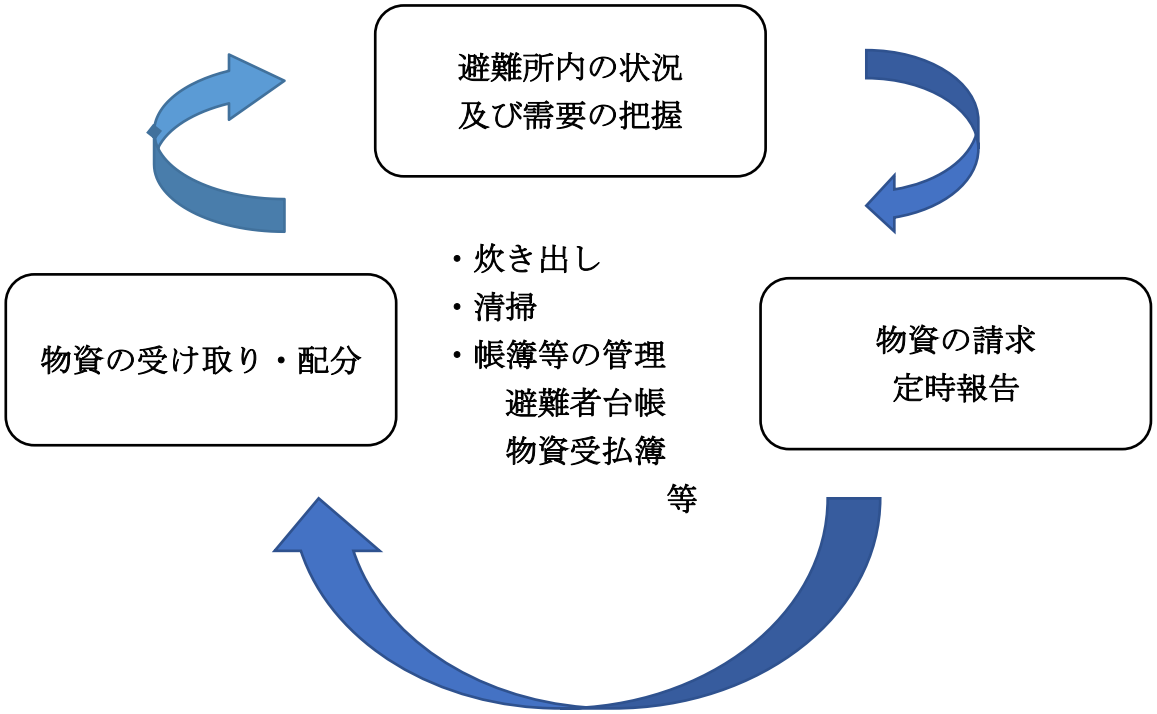

⑤避難所運営上の取り決め事項

ア　トイレ清掃の順番
イ　避難所、ゴミ置場等の清掃の順番
ウ　炊き出し実施の順番
エ　夜間見回りの順番
オ　配食の順番　　等

⑥一日の生活サイクル(例)

多くの避難者が厳しい環境の中で、より快適な共同生活を送るため、最小限のルールを定め、避難者全員で守ることが必要なため、班長を中心に決める。

起床	6時00分	朝食	7時00分	清掃作業等	9時00分
		昼食	12時00分		
		夕食	19時00分	消灯	22時00分

10 指定避難所の長期化対策

①避難所運営への女性の参画やニーズを反映させる。
②避難行動要支援者に配慮し、関係機関等と協議して支援を行う。
③施設管理者と、避難所併設部分との施設運営について協議する。

〖避難長期化対策〗
①プライバシー保護や男女のニーズの違いに配慮した施設等の措置
・間仕切り　・男女別トイレ　・更衣室　・授乳室
・入浴施設　・女性用品の女性による配布
・女性専用の物干し場　・男女別スペースの離隔距離の確保
②報道機関の取材、資機材の持ち込みと立ち入り制限措置
③防犯対策
・夜間の防犯（定時の巡視）　・関係者以外の立入り制限
④健康管理
・救護所の設置　・清掃　・感染症予防
・エコノミークラス症候群の予防
⑤学校再開を見据えた運営

11 自家用車での避難者対策

※長期にわたる車中泊での避難生活は、エコノミークラス症候群等の予防の観点から推奨していなかったが、今回の新型コロナウィルス等の感染症予防上、次の対応を実施しながら行う。
①車中泊予定者は、指定避難所到着時に必ず受付
②救急車や物資搬送車両の通路を妨害しない場所での、駐車スペースの確保
③車中泊用の駐車スペースは、体育館近くに確保
④車両の排気ガスが、体育館等の避難所に影響しない向きでの駐車
⑤情報部員は毎日定時に、車中泊避難者の健康状態を確認
⑥一酸化炭素中毒等に十分注意
⑦エコノミークラス症候群の予防のため、毎日定期的に車外で体操を指導

Ⅲ 避難所の統合･廃止の検討 ・ 撤 収

1　避難所の統合・廃止の検討

①統合・廃止については、事前に避難者に周知し、個別の事情に相談に乗りながら、自立支援していく。
②統合・廃止が決定した場合、施設管理者は現状回復を最優先とし、早期に本来の施設機能を再開する。

2　指定避難所の撤収

①指定避難所責任者は、避難者に閉鎖を伝えると共に、使用備品の返納、施設の清掃等を行い、施設の原状回復に努める。
②指定避難所責任者は、避難者名簿、避難所の運営状況等をまとめ、長野市災害対策本部へ報告する。
③指定避難所の撤収を確認し、長野市災害対策本部へ最終報告をする。

Ⅳ　新型コロナウィルス感染症と自然災害の複合災害に備えて

1　分散避難　・・・・　令和元年１９号台風の時にも大勢いました。

①自宅２階などへの垂直避難
２階以上の高層階へ避難した場合、トイレ、台所が使えない。周囲を水に囲まれて恐怖を感じた。水が引くまで生活できる食料品や生活必需品の準備が必要などの課題があります。

②安全な地域にいる親せきや友人などの家への避難
普段から、親せきや友人などと、災害時の避難受入を話し合ってください。

③安全な場所で車の中で待機
水により道路が見えなくなる前に、避難が終了する必要があります。
食料、飲料水、防寒具や簡易トイレなどを持参する。
エコノミークラス症候群を起こす恐れがあります。体操など、十分実施する。

④避難場所、避難所への避難

災害から命を守るために、開設している指定避難所へ緊急的に避難してきた方は、可能な限り受け入れますので、マスクの着用などの感染症対策、風邪症状がある場合の申し出を必ずお願いします。また、指定避難所での感染リスクを下げるため、段ボールベッド、プライベートルーム（テント型）、間仕切りなどを設置しますが、避難者の少ない他の避難所や、ホテルなどへの移動をお願いする場合もあります。

2　避難所での新型コロナウイルス感染症対策

・避難所入口での発熱などの風邪症状がある方の聞き取り
・発熱などの風邪症状がある方の個別避難スペースの設置
・避難者と避難者の距離をとった段ボールベッド、プライベートルーム（テント型）、間仕切りの設置

避難時には、

非常持出し袋　＋　マスク・消毒薬・体温計等を持参する。

川中島町住民が避難を想定される「 避難場所 ・ 避難所」

① これは、令和2年4月1日現在の指定緊急避難場所の一覧です。最新の避難場所は、長野市ホームページで確認してください。
② 災害発生の可能性が高いときは、地区で定められている避難場所などへ、いったん避難したとしても、天気や、河川の水位、周囲の状況などに注意、早めにより安全な場所へ 避難してください。
③ 以下の指定緊急避難場所へ逃げるだけが避難ではありません。危険性のない場所へ 早めに避難するなど、自らの判断で大切な命を守ってください。
④ 「洪水等」の欄が×になっているのは、想定し得る最大規模の降雨により浸水が想定されている屋外の指定緊急避難場所、３m以上浸水すると想定されている屋内の指定緊急避難場所です。

※1 洪水により1階の高さが浸水する恐れがありますので、 2階の高さ以上に避難してください。
※2 カッコ内の場所は、土砂などが到達する恐れがありますので、避難しないでください。

指定緊急避難場所	避難可能な災害の種類				避難所を兼ねる
	洪水等	土砂災害	地震	大規模な火事	
長野市立川中島中学校（防災備蓄倉庫）	○ ※1	○	○	×	○
長野市立川中島小学校	○ ※1	○	○	×	○
長野市立昭和小学校	○ ※1	○	○	×	○
長野市立三本柳小学校	○ ※1	○	○	×	○
川中島町公民館	○ ※1	○	○	×	○
川中島体育館	×	○	○	×	○
御厨公園	×	○	○	×	-
氷鉋公園（防災備蓄倉庫）	×	○	○	×	-
三本柳中央公園	×	○	○	×	-
ドリームモータースクール昭和	×	○	○	×	-
長野市立共和小学校	○	○	○	×	○
長野県篠ノ井高等学校	×	○	○	×	○
長野県更級農業高等学校	×	○	○	×	-
専門学校カレッジオブキャリア共和校北側校庭	○	×	○	×	-

指定緊急避難場所	避難可能な災害の種類				避難所を兼ねる
	洪水等	土砂災害	地震	大規模な火事	
小松原体育館（防災備蓄倉庫）	○	○	○	×	○
篠ノ井体育館	○	○	○	×	○
南長野運動公園（防災備蓄倉庫）	○ ※1	○	○	○	○
篠ノ井中央公園（防災備蓄倉庫）	×	○	○	×	-
合戦場公園	×	○	○	×	-
南部勤労青少年ホーム	×	○	○ 屋外のみ避難可	×	-
長野市立下氷鉋小学校（防災備蓄倉庫）	○ ※1	○	○	×	○
長野市立広徳中学校	○ ※1	○	○	×	○
長野県長野南高等学校	○ ※1	○	○	×	○
長野市立松ヶ丘小学校	○	×	○	×	○
安茂里体育館（防災備蓄倉庫）	×	○ ※2 （屋外×）	○	×	○

※防災備蓄倉庫は、避難所専用ではありません。

自家用車での避難場所

施設・場所	洪水	土石流等	地震	可能台数	付随設備
城山(箱清水１丁目)	○	○	○	125	公衆トイレ、自動販売機、街路灯
長野運動公園(吉田5丁目)	○	○	○	900	公衆トイレ、自動販売機、街路灯、ｺｲﾝｼｬﾜｰ
茶臼山動物園(南口)(篠ノ井有旅)	○	○	○	300	街路灯、自動販売機
茶臼山植物園(篠ノ井有旅)	○	○	○	200	公衆トイレ・自動販売機